

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、令和 6 年 3 月 29 日付けで届出された次の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 4 項の規定により大規模小売店舗の設置者に対し、周辺の地域の生活環境の保持の見地から広島市の意見を述べましたので、同法第 8 条第 6 項の規定に基づき、その概要を公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）広島駅ビル ekie（エキエ）（東区画）
- (2) 所在地 広島市南区松原町 1185 番地

2 大規模小売店舗を設置する者

J R 西日本不動産開発株式会社

代表取締役社長 藤原嘉人

大阪市北区中之島二丁目 2 番 7 号

中国 S C 開発株式会社

代表取締役社長 竹中 靖

広島市南区松原町 1 番 2 号

3 広島市の意見の概要

別紙のとおり。

4 広島市の意見の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 44 号
広島市南区役所市民部区政調整課

5 広島市の意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 6 年 12 月 2 日から令和 7 年 1 月 2 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

広産商第137号
令和6年11月29日

JR西日本不動産開発株式会社

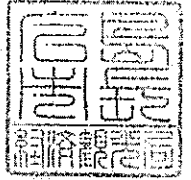
代表取締役社長 藤原 嘉人 様

中国SC開発株式会社

代表取締役社長 竹中 靖 様

広島市長 松井 一寛

(経済観光局産業振興部商業振興課)



大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の意見について（通知）

令和6年3月29日付けで大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により届出された下記の大規模小売店舗については、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、同法第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べますので、対応について御検討の上、届出事項変更の届出、添付書類変更の通知又は届出事項を変更しない旨の通知を行ってください。

なお、この意見が適正に反映されず、当該店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、同法第9条第1項の規定による勧告を行うこととなります。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) 広島駅ビル ekie (エキエ) (東区画)
- (2) 所在地 広島市南区松原町1185番地

2 意見の内容

- (1) 繁忙時における入庫待ち車両の道路上での滞留見通しに関する定量的な根拠資料を示すとともに、滞留発生時には、滞留を解消するための確実な対策を行うこと。なお、支障が生じた場合は、例えば、現計画の駐車場の運用台数の削減等も含め検討すること。

- (2) 駐車場内及び駐車場出入口並びに周辺道路における交通の安全と円滑を確保するとともに、来退店車両の生活道路への進入を回避するためには、来退店経路の周知を徹底させる必要があることから次の対策を行うこと。

駐車場内及び駐車場出入口並びに周辺道路に十分な交通整理員を配置し、車両及び歩行者の安全と円滑を確保すること。また、開店時、繁忙時、通常時ごとの交通整理員の配置計画を提出すること。なお、配置計画では、交通整理員の配置位置と連携方法などの誘導要領を示すこと。

- (3) 自転車の駐輪場への誘導計画を提出すること。

3 届出事項変更の届出、添付書類変更の通知又は届出事項を変更しない旨の通知先 〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課